週間情報

No.2338
発行日　平成23年10月11日
発行所　全国消防長会
　　(財)全国消防協会
担　当　企画課 03(3234)1321

両会の動き

◆　役員会等の開催予定

全国消防長会
（財）全国消防協会

標記の件について、次のとおりお知らせします。

月　　日	会　議　等	開催時間	開催場所
１０月２６日（水）	全国消防長会 常任理事会	１３時００分 ～ １３時４５分	愛媛県松山市 一番町３－２－１ 松山全日空ホテル 電話：089-933-5511
	（財）全国消防協会 理事会・評議員会	１４時００分 ～ １５時０５分	
	全国消防長会 役員会	１５時１５分 ～ １７時０５分	
	（財）全国消防協会 全国優良消防職員表彰式	１７時１５分 ～ １７時５５分	
	意見交換会 全国優良消防職員表彰者祝賀会	１８時１０分 ～ １９時３０分	

※　開催時間等については、変更となる場合があります。

消防本部の動き

◆　解体中の校舎を使用して警防訓練を実施

西宮市消防局（兵庫）

西宮市消防局西宮消防署では、平成２３年８月２６日（金）から４日間、解体中の小学校の校舎を使用し、火災想定訓練及び開口部設定等の破壊訓練を実施しました。

訓練では、火災が発生し、逃げ遅れがあるという想定のもと、煙を充満させた室内において、人命検索を行いました。校舎内は明かりがなく、足場も悪いため、実際の災害現場に近い状況での訓練が実施できました。

災害現場により近い状況で訓練することによって、釘や鉄線の散乱した廊下でのホース延長方法など、普段の訓練では見えない問題点を抽出することができました。

当消防局の各消防署では、毎月２回以上、月別警防訓練としてこのような訓練を実施し、災害に備えています。

【火災想定訓練の様子】

◆　救助技術講習会を実施

那覇市消防本部（沖縄）

那覇市消防本部では、平成２３年９月５日（月）から１６日（金）までの間、在沖米海兵隊基地バトラー消防隊のレスキューテクニシャン・インストラクターを招き、ロープレスキュー及びＣＳＲ（狭隘空間からの救助）の技術講習会を実施しました。

講習会では、高度救助隊及び特別救助隊の８名が、米軍で使用している資機材の基本取扱から実技訓練及び安全管理を含むプログラムを受講し、海兵隊基地バトラー消防隊から修了認定を受けました。

受講隊員は、講習会で得た知識・技術を所属に持ち帰り、更なる消防力の向上に努めると、決意を新たにしていました。

【バトラー消防隊から修了認定証を受領】

【ロープレスキュー訓練の様子】

◆　佐賀県消防長会原子力防災講演会を実施

佐賀県消防長会（佐賀）

佐賀県消防長会では、平成２３年９月２８日（水）に、唐津市において防災関係者の原子力災害に関する知識・技術の習得と資質の向上を図り、原子力防災体制の維持向上に資することを目的として、「原子力防災講演会」を開催しました。

講師には、東京消防庁第八消防方面本部長で、福島第一原発事故東京都隊総隊長として出場した現東京消防庁装備部長小室憲彦氏に「東京電力福島第一原子力発電所における東京消防庁の活動」という演題で講演をしていただきました。

過酷な任務を振り返り、原発事故を消防だけでカバーするのは困難であるが、今回の任務は、放水任務だから出来たこと、原発事故対応について、消防がどこまで活動すべきかを含め、議論が必要と述べられました。

当日は、佐賀県内消防職員はもとより、玄海原子力発電所から３０Km 圏内消防本部職員（佐賀県内、福岡県、長崎県含む）、県内各消防団員、県内市町長、県内市町議会議員、関係市町防災担当者、佐賀救急医学会を含め、約３５０名が参加、盛況のうちに終了することができました。

【小室講師による講演】

【講義受講の様子】

◆　**住所の変更**

○　１０３０８　歌志内市消防本部（北海道）

新住所　〒０７３－０４０３　北海道歌志内市字本町１０２７番地５５

※　移転のため、平成２３年１０月１３日（木）付けで変更するもの。

※　電話番号・ＦＡＸ番号の変更はありません。

○　１０１０４　八雲町消防本部（北海道）

新住所　〒０４９－３１１６　北海道二海郡八雲町内浦町１９１番地１

※　移転のため、平成２３年１０月５日（水）付けで変更しました。

※　その他は変更ありません。

◆　**メールアドレスの変更**

○　８４３０７　南国市消防本部（高知県）

新メールアドレス　n-shoubou@city.nankoku.lg.jp

平成２３年１０月１日付で変更しました。

国等の動き

◆　**「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の実施について**

消防庁

「「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の実施について」（平成２３年９月２９日付け消防予第３６６号）が予防課長名にて、各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各政令指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

平成１６年消防法改正による住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置義務化については、平成２３年６月までに全国全ての市町村において施行されたところですが、各消防本部におかれましては、住警器の設置対策にご尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

さて、平成２３年６月時点の推計では、住警器を未だ設置していない世帯は約３割にのぼり、特に、聴覚障がい者世帯においては、一般的に流通している住警器は音による警報を発するものであり聴覚障がい者には覚知が困難であることや、聴覚障がい者の方に対応した光警報器等の流通価格も高額となっていること等から、その設置率は未だ低い状況になっています。

このため、消防庁では、低所得の聴覚障がい者を対象に光警報器等の補助警報装置を付属した住警器の無償給付等を行う事業主体に対して、当該経費の補助を行うことにより、当該住警器の設置を推進することを目的とした「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」（別添１（省略））を実施することとしました。今後、「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業公募要綱」（別添２（省略））に基づき、事業主体を公募により決定し、事業を実施することを予定しております。

なお、本事業については、消防庁において厚生労働省社会・援護局保護課及び障害保健福祉部企画課自立支援振興室と調整済みであり、「「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の実施に際しての調査に関する情報提供等について」（平成２３年９月２９日付け事務連絡（別添３（省略）及び別添４（省略））が各都道府県民生主管部障害保健福祉主管課及び生活保護主管課宛てに発出されておりますので、各市町村福祉部局と連携を図り協力いただけるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の消防本部等（消防本部を置く場合は消防本部であり、置かない場合は町村をいう。以下同じ。）に対し、この旨周知いただくようお願いします。

各消防本部等におかれましては、上記の趣旨に鑑み、事業実施にあたって、支援対象者の把握及び周知、事業主体への指導等の協力方よろしくお願いいたします。

※　全文は、消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/concern/law/notice23.html）に掲載されています。

【連絡先】予防課
担　当：滝、児玉、石倉
電　話：０３－５２５３－７５２３
E-mail：t2.ishikura@soumu.go.jp

◆　「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」における福祉部局等との連携に関する調査について（依頼）

消防庁

「「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」における福祉部局等との連携に関する調査について（依頼）」（平成２３年９月２９日付け消防予第３６７号）が予防課長名にて、各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各政令指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業の実施」については平成２３年９月２９日付け消防予第３６６号で通知したところですが、本事業については、無償給付を行う対象者となる者（以下「支援対象者」という。）に対し、申請方法を効果的に周知することが事業を効率的に進める上で不可欠と考えています。

ついては、支援対象者の特定、当該情報の提供等に関して、各消防本部と市町村福祉部局及び各福祉事務所（以下「福祉部局等」という。）間において、どのような形で連携が可能かを把握するため、別記（省略）のとおり調査を実施することとしましたので協力願います。

各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の消防本部等（消防本部を置く場合は消防本部であり、置かない場合は町村をいう。以下同じ。）に対し、この旨周知いただくようお願いします。

※　全文は、消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/concern/law/notice23.html）に掲載されています。

【連絡先】予防課
担　当：児玉、石倉
電　話：０３－５２５３－７５２３
E-mail：t2.ishikura@soumu.go.jp

◆　「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係る執務資料の送付について

消防庁

「「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係る執務資料の送付について」（平成２３年９月２９日付け事務連絡）が予防課名にて、各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各政令指定都市消防長あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

標記の件について、別添（省略）のとおり質疑応答をとりまとめたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の消防本部等（消防本部を置く場合は消防本部であり、置かない場合は町村をいう。以下同じ。）に対し、この旨周知いただくようお願いします。

※　全文は、消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/concern/law/notice23.html）に掲載されています。

【連絡先】予防課
担　当：児玉、石倉
電　話：０３－５２５３－７５２３
E-mail：t2.ishikura@soumu.go.jp

◆　「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の実施に係る事業者の公募の開始

消防庁

標記について、平成２３年９月２９日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

このたび、消防庁が「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」において行う、聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の無償給付、設置及び作動確認等の業務を行う事業者の公募を開始しましたのでお知らせします。

本公募は、平成２３年度政府予算による「住宅用火災警報器普及支援事業費補助金」により、国が補助対象事業を行う法人又は法人の連携主体に対し、その経費の補助を行うことで、低所得（生活保護受給）の聴覚障がい者の方に対し、聴覚障がい者の方が火災を有効に覚知できる住宅

用火災警報器（以下「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器」という。）の普及を推進することを目的とするものです。

なお、本公募に係る説明会を下記のとおり開催します。

記

１　日時

平成２３年１０月７日（金）　１６時００分から

２　場所

中央合同庁舎第２号館　５階（消防庁第１会議室）

（東京都千代田区霞が関二丁目１番２号）

○　今後のスケジュール

・　事業者の公募　：平成２３年　９月２９日（木）～平成２３年１１月１７日（木）

・　事業者採択審査：平成２３年１１月２４日（木）

・　事業者採択決定：平成２３年１１月２５日（金）

・　事業者の決定　：平成２３年１１月下旬ごろ

※　スケジュールは変更となる場合があります。

※　全文は、消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou23nen.html）に掲載されています。

【連絡先】予防課
担　当：滝、児玉
電　話：０３－５２５３－７５２３
ＦＡＸ：０３－５２５３－７５３３

◆　住宅用火災警報器の設置対策について

消防庁

「住宅用火災警報器の設置対策について」（平成２３年９月３０日付け消防予第３７１号）が消防庁長官名にて、各都道府県知事及び各政令指定都市市長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）については、平成１６年の消防法改正により既存住宅を含めた全ての住宅を対象として設置が義務付けられ、各市町村の条例に基づき、平成２３年６月までに全国全ての市町村において施行されました。

これまでも、住警器の設置推進については、平成２０年１２月１７日に「住宅用火災警報器設置推進会議」を設置し、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等のあらゆる主体が総力を結集して国民運動的に取り組むべきであることを示した「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づき、普及を図ってきたところですが、その結果、本年６月時点での全国における推計設置率は約７割となったところです。

今後は、住警器を未だ設置していない約３割の世帯に対し、消防法令遵守の観点から早期の設置を強く促すため、消防機関が中心となって、今まで実施してきた協力体制を継続しつつ、地域社会における働きかけの強化を図るほか、奏功事例等の積極的な周知を実施するとともに、既に設置している世帯については適切な維持管理を周知することが重要な課題です。このため、「住宅用火災警報器設置対策会議」（別添１及び２（省略））を平成２３年９月７日に設置し、「住宅用火災警報器設置対策基本方針」（以下「基本方針」という。）（別添３及び４（省略））を決定しました。

よって、基本方針に基づき住警器の設置対策に係る各種施策を強力に推進し、引き続き全国的な運動として展開して参りたいと考えますので、よろしくお願いします。

また、貴都道府県管内の市町村に対しても、この旨周知頂きますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22 年法律第226 号）第37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

※　全文は、消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html）に掲載されています。

【連絡先】予防課
担　当：滝、児玉、石倉
電　話：０３－５２５３－７５２３
E-mail：t2.ishikura@soumu.go.jp

◆　住宅用火災警報器設置対策に係る各種施策の運用について

消防庁

「住宅用火災警報器設置対策に係る各種施策の運用について」（平成２３年９月３０日付け消防予第３７２号）が予防課長名にて、各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各政令指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置推進については、「住宅用火災警報器の設置推進について」（平成２０年１２月２４日付け消防予第３３９号）及び「住宅用火災警報器設置推進に係る各種施策の運用について」（平成２０年１２月２４日付け消防予第３４０号）において、設置推進基本方針及び留意事項等を示してきたところですが、今般、「住宅用火災警報器の設置対策について」（平成２３年９月３０日付け消防予第３７１号。以下「長官通知」という。）で通知したとおり「住宅用火災警報器設置対策会議」において、新たに住宅用火災警報器設置対策基本方策方針が決定されたことにより、長官通知の運用については下記事項に留意の上、住警器の設置策に係る各種施策を強力に推進されるようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の消防本部等（消防本部を置く場合は消防本部であり、置かない場合は町村をいう。以下同じ。）に対し、この旨周知いただくようお願いします。

記

１　既に設置されている地域推進組織を地域対策組織として新たに位置付けた上で、長官通知で定められた事項を有効に推進できるよう、実施計画の見直しを図ること。（見直し例については「別添」（省略）参照）

２　住宅火災が発生した際、速やかに住警器の設置状況及び作動状況を把握し、当該状況について、マスメディア等に対し積極的に情報提供を行うこと。

※　全文は、消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html）に掲載されています。

【連絡先】予防課
担　当：滝、児玉、石倉
電　話：０３－５２５３－７５２３
E-mail：t2.ishikura@soumu.go.jp

◆　「第１１回危険物事故防止対策論文」の募集

危険物保安技術協会

標記について、次のとおり情報提供がありましたのでお知らせします。

消防庁の統計によると、平成２２年中の危険物施設における火災・流出事故発生件数は５３６件で、前年に比べて１４件の増加となりました。事故発生件数は近年高い水準で推移しており、平成元年以降で最も事故が少なかった平成６年と比べると、２倍弱に増加しています。このため、今後も事故防止対策に取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、安全で快適な社会づくりに向けて、危険物に係る事故防止に関する論文を募集します。

危険物の事故防止に関するものであれば、どなたでも応募できます！

１　目的

安全で快適な社会づくりに向けて、危険物の製造、貯蔵、輸送、取扱いに係る事故防止を図ることを目的として、広く論文を募集します。

２　論文の内容

危険物に係る事故防止に関するもので、次のようなもの

○提言、アイデア、経験等
○事故の拡大防止
○事故の分析
○危険性評価手法
○安全の科学技術
○職場等の安全対策
○事故防止に係わる知見の蓄積・教育方法
○安全対策技術
○危険物、少量危険物及び指定可燃物に係わる安全
○事故防止対策に関するその他のもの

３　応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

４　応募締切

平成２４年１月３１日（火）必着

５　選考方法

学識経験者、関係行政機関の職員等による審査委員会において、厳正な審査を行います。

６　賞

消防庁長官賞	賞状及び副賞（２０万円）	＜２編以内＞
危険物保安技術協会理事長賞	賞状及び副賞（１０万円）	＜２編以内＞
奨励賞	賞状及び副賞（記念品）	＜若 干 名＞

※副賞は危険物保安技術協会からお渡しいたします。

受賞された場合はご本人に連絡するとともに、消防庁のホームページ（http://www.fdma.go.jp/）及び危険物保安技術協会のホームページ（http://www.khk-syoubou.or.jp/）並びに機関誌「Ｓａｆｅｔｙ　＆　Ｔｏｍｏｒｒｏｗ」に発表いたします。

７　応募方法

⑴　論文は、未発表のものに限ります。ただし、限られた団体、組織内等で発表された場合は応募可能とします。（一部に限り、既発表の部分を使用する場合は、その旨を本文中に明記してください。）

⑵　Ａ４（字数換算：１ページあたり４０字×４０行程度）１枚以上１０枚以内程度としてください。なお、図表及び写真は、文中への挿入、本文と別に添付のいずれも可能です。ただし、本文と別に添付する場合に、字数換算をＡ４（１ページあたり１，６００字程度）で行い、全体を１０枚相当分以内程度としてください。

⑶　論文は、返却いたしません。また、受賞論文は、危険物保安技術協会の機関誌とホームページに掲載します。

⑷　論文の概要を添付してください。

⑸　論文は、「論文タイトル」、「氏名（ふりがな）」、「連絡先（住所、電話番号、ＦＡＸ番号、E-mailアドレス）」及び受賞論文発表時に明記する勤務先等がある場合の「勤務先名称及び所属」を記載した用紙を添付のうえ、下記のあて先（E-mail可）までお送りください。

８　主催及び協賛

＜主催＞　消防庁、危険物保安技術協会

＜協賛＞　全国消防長会、（社）日本損害保険協会、石油連盟、石油化学工業協会、（一社）日本化学工業協会、電気事業連合会、（一社）日本鉄鋼連盟、（社）日本火災学会、全国石油商業組合連合会（順不同）

【あて先及び問い合わせ先】危険物保安技術協会　事故防止調査研修センター
住　所：〒１０５－０００１　東京都港区虎ノ門４－３－１３
　　神谷町セントラルプレイス
電　話：０３－３４３６－２３５６
ＦＡＸ：０３－３４３６－２２５１
ＵＲＬ：http://www.khk-syoubou.or.jp/

◆　平成２３年度消防防災機器の開発等、消防防災科学論文及び原因調査事例に関する消防庁長官表彰受賞作品の決定

消防庁

標記について、平成２３年１０月４日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

この度、平成２３　年度「消防防災機器の開発等、消防防災科学論文及び原因調査事例に関する表彰」についての受賞作品を決定しました。

本表彰制度は、消防防災機器の優れた開発等を行った方、消防防災科学に関する優れた論文を著した方、原因調査に関する優れた事例報告を著した方を消防庁長官が表彰することにより、消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、平成９年度から実施しています。

平成２３年度においては、全国の消防機関、消防機器メーカー等から総計６５編（機器の開発・改良４２編、科学論文１５編、原因調査事例８編）の応募があり、選考委員会（委員長 亀井浅道元横浜国立大学特任教授）による厳正な審査の結果、別添（省略）の１７編を受賞作品として決定しました。

これらの作品の表彰式は、以下の日程で実施します。

（表彰式）

・日 時 平成２３年１０月２１日(金) ９：３０から

・会 場 ニッショーホール（東京都港区虎ノ門２-９-１６日本消防会館）

※　全文は、消防庁ホームページ(http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou23nen.html)に掲載されています。

【連絡先】消防研究センター
担　当：研究企画室　　天野、高梨
電　話：０４２２－４４－　８３３１
ＦＡＸ：０４２２－４４－　８４４０

◆　平成２３年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施

消防庁

標記について、平成２３年１０月５日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練は、大規模災害発生時における緊急消防援助隊の活動技術及び連携活動能力の向上を目的に、平成８年度から全国を６ブロックに区分して毎年度実施しており、今年度で１６回目となります。

東日本大震災では、平成１５年の緊急消防援助隊の法制化以来、初めてとなる消防庁長官の指示により、被災３県を除く４４都道府県から多くの部隊が出動し、長期間にわたり活動しました。

今年度のブロック訓練の特徴は、地域の実情に応じて設定した訓練内容をベースに、今回の震災での活動を踏まえ、自衛隊や災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）との更なる連携を図るなど、より実戦的な訓練を実施してまいります。

【平成２３年度地域ブロック合同訓練の概要】

１　実施日

平成２３年１０月中旬から１１月初旬にかけ、全国５ブロックにて実施

※東日本大震災の影響により、北海道東北ブロックについては中止となりました。

２　訓練概要

⑴　１日目

・ 参集訓練
迅速に被災地へ出動し、到着するまでを実戦的に実施

・ 調整本部運営訓練
消防応援活動調整本部の設置及び運営に係る図上訓練を実施

・ 野営訓練
被災地において、食事、宿泊場所等を自ら確保するための訓練を実施

⑵　２日目

・ 部隊運用訓練
津波、倒壊建物、土砂災害等からの救出訓練、ＮＢＣ災害（核物質、生物剤又は化学剤による災害）対応訓練、消防防災ヘリコプターを活用した空中消火訓練及び自衛隊、ＤＭＡＴ等他機関との連携訓練を各地域の実情に応じて実施

※　全文は、消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou23nen.html）に掲載されています。

【連絡先】応急対策室
担　当：萱津、長濱、神尾
ＴＥＬ：０３－５２５３－７５２７
ＦＡＸ：０３－５２５３－７５３７

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せください。
週間情報への投稿は企画課へ！
TEL　03-3234-1321　FAX 03-3234-1847　E-mail ： weekly@fcaj.gr.jp